

経済建設委員会会議録

令和3年3月16日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:05

【案件】

1. 議案第4号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
2. 議案第9号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
3. 議案第10号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
4. 議案第11号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
5. 議案第30号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
6. 議案第12号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
7. 議案第13号 令和3年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
8. 議案第16号 令和3年度 飯塚市水道事業会計予算
9. 議案第17号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
10. 議案第18号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計予算
11. 議案第19号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計予算
12. 議案第31号 市道路線の認定

【所管事務調査】

1. 飯塚市都市計画マスタープランについて

【報告事項】

1. 福岡県6次化商品コンクール受賞商品について (商工観光課)
2. ハッピードリームサーカス筑豊公演の終了について (商工観光課)
3. 工事請負変更契約について (都市計画課)
4. 公用車による交通事故発生の報告について (筑穂支所経済建設課)
5. 工事請負変更契約について (企業管理課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第4号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第4号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、補足説明をいたします。

補正予算資料の4ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、国の補正予算に伴い、事業費及びその財源について、増額するものでございます。

資本的収入につきましては、企業債及び国庫補助金で11億3868万円を増額し、総額を20億6572万8千円とし、また、資本的支出につきましては、施設整備費等で12億2757万9千円を増額し、総額を28億7601万1千円とするものでございます。

なお、全事業につきまして、地方公営企業法第26条第1項に基づき、翌年度へ繰り越す予定といたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第9号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算資料の3ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ210億3134万1千円とするものでございます。

令和3年度につきましては、本場開催は、SGレースを1節5日、特別GIレースを1節5日、GIレースを2節10日、GIIレースを1節5日、普通開催レース60日、ミッドナイトレース59日の合計144日間の開催予定で予算を編成しております。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。

予算資料の39ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、競走費、事業費、事務費の本場開催経費29億7804万6千円は、前年と比較して9億657万6千円増加しております。これは主に、ミッドナイトレースの開催日数の増加及び民間ポータルサイトの売り上げ増に伴う委託料の増加に伴うものでございます。

事務費の場外発売関係経費4億8717万4千円につきましては、場間場外の発売日数及び売り上げの減により、前年と比較して3億1796万3千円の減、専用場外発売所関係経費1億9873万1千円につきましては、各発売所における直近の売り上げ状況を見込み1651万円の増にて算出したものでございます。

包括的民間業務費10億7311万7千円は、前年と比較しまして、6603万9千円減としております。これは歳入から当該委託料を除く歳出を引いたもので算出しております。

管理費、施設改善事業費につきましては、機器の借上料、各所改修工事費及びメインスタンド整備事業費を計上しております。

メインスタンド整備事業につきましては、工事費4億2200万円を初め、設計委託料、工事監理委託料、オートレースシステム移設等委託料などの経費として7億21万7千円を計上させていただいております。

本委員会に提出しております資料をお願いいたします。メインスタンド整備事業は、現在の第一スタンド約8400平方メートルを解体し、跡地に約2500平方メートルのメインスタンドを建設するものでございます。

スケジュールとしましては、令和3年度に仮設発売所の整備、切り回し工事、仮設審判棟を建設し、第一スタンドの解体、メインスタンドの建設を行い、令和7年6月完成の予定であります。

次のページに、継続費の内訳を記載しております。令和3年度から7年度までの事業費は、36億316万9千円としておりまして、工事費が5年間で29億300万円、設計、工事監理、オートレースシステム移設等の委託料が5年間で7億16万9千円としております。

予算資料にお戻りください。予算資料の40ページをお願いいたします。メインスタンド整備に関しまして、備品等運搬委託料、照明設備借上料、仮設審判棟借上料の債務負担行為を計

上させていただいております。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。予算資料の39ページをお願いします。勝車投票券発売収入197億2727万円は、場外発売及びミッドナイトを含めた本場144日分の収入見込みを計上いたしております。

前年と比較しまして、30億9979万円増加しております。

これは、ミッドナイトレースの開催日数の増加と直近の売り上げ状況を見込んで算出したものでございます。

場外発売業務受託事業収入5億1980万5千円は、本場及び専用場外発売所における他場受託分の収入を計上しております。

席料1064万5千円につきましては、特別観覧席を新型コロナウイルス対策により閉鎖しているため、前年と比較して986万6千円の減となっております。

重勝式発売収益配分金4473万3千円は、重勝式の発売が好調なことから、前年度より増額しております。

小型自動車競走施設整備事業債7億20万円につきましては、メインスタンド整備事業の財源として起債するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○城丸委員

まず、歳出のほうの場外発売関係経費が、半分とは言いませんけど、結構減っていますけど、この理由は何でしょうか。

○公営競技事業所副所長

場外発売につきましては、主に場間場外発売におきまして、お客様の減少というのが大きくなっておりまして、今年度の状況を見込み、減額とさせていただいております。

○城丸委員

約8億円から約4億8千万円ですよ。かなり減っている。ミッドナイトのほうはふえているんでしょう。ミッドナイトの分は、受託のほうに上がってくるんですかね、場外の場合は。違うよね、やっぱ場外も掛けるよね、全てね。

○公営競技事業所副所長

ミッドナイトオートレースに関しましては、インターネット投票に特化した発売になっておりまして、場間場外及び専用場外での発売はあっておりません。

○城丸委員

ここの数字には上がってこないということですね。それともう一つ、これスタンド改修ですけど、総額で約36億円ですけど、これは後ろ見たら事業債とか起債でしたけど、全てそういう財源になるのですか。

○公営競技事業所副所長

スタンド整備の財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金、それから地方債を活用するように考えております。ただし、全て賄えるわけではございませんので、その他、収益保証及び基金の活用を考えているところでございます。

○城丸委員

基金と言ったら施設改良基金のことですよ。施設改良基金に今幾らぐらいあるんですか。

○公営競技事業所副所長

現在5億2603万円でございます。

○城丸委員

その間というか、これ何年かかかるんですけど、その間やっぱりあれですよ、走路改修も

当然出てきますよね。そういうのにも使わないといけないし、あんまり使えないのではないかと
いうふうに思っています。大体、約36億円だから、今思い切ったことはするなという感じが
非常に強いんですけど、十分取り戻せるという何か目算があってやってらっしゃるとい
うことですか。

○公営競技事業所副所長

主な財源は地方債ということで、後年度に返済ということにはなりません。基金の活用につ
きましては、現在、この5億2603万円でございます、ここを全て取り崩すということではな
く、今後の他の整備についても、活用することを見据えながら、スタンド整備に取り組もうと
考えております。

○城丸委員

それと起債ということでしたけど、これレース関係が何%か納めていましたよね、今はどう
か知りませんが。金融公庫——、地方——、名前は忘れましたが、その起債ですか、
例えば水道局当たりが起債を受けるときの分ですか。

○公営競技事業所副所長

地方債につきましては、福岡県に届け出をして同意を求めることとなります。その際に、国
から県に対しての配分等がございまして、どういったところで借り入れをするのかというよう
なその協議の状況になってきますので、現在のところ決定はしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

メインスタンド整備事業の工事のことなんですけど、これは壊す費用まで入っているんです
か、壊す費用は別なんですか。

○公営競技事業所副所長

現在の第1スタンドを解体する費用も含まれております。

○深町委員

36億——、何年間かでこれをやられるんですけど、大体あれでしょう、大きいから小さ
くしてコンパクトにするということでしょう。

○公営競技事業所副所長

はい、資料のほうにも記載させていただいておりますが、現在の第一スタンドが約
8400平方メートルございます。これを今のお客さんの状況を考慮した上で2500平方
メートル程度、延べ床面積ですけれども、の建物とするように計画しております。

○深町委員

令和3年から7年までやられるんですけど、36億円ぐらいなんですけど、よく最近、工事
の途中で増額があるじゃないですか。何だかんだ見直しがあつて。それがないように、今回だ
けはちょうどきっちり予算を組んだところでいけるよう、最初から検討してもらっていないと、
また追加予算、追加予算というのが出てくるのが最近非常に多いので、その辺ちょっと気をつ
けて、今から入札いろいろあるんですけど、やってほしいなと思います。そこだけちょ
っと要望をお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

すみません。今第一スタンドということなんですけど、新館のほう、第二スタンドのほうは
何も予定がないというか、何かに使われる予定がありますか。

○公営競技事業所副所長

第二スタンドにつきましては、お客様の現在の状況からして、既に今閉鎖といいますか、使

っていない施設になっておりまして、今後につきましても、活用という予定はございません。

○城丸委員

置いたままにするということですね、今のところは。ちょっと邪魔は邪魔よね、大きいから。ということですね。

○公営競技事業所副所長

第二スタンドのあり方については、今後検討しないといけないことではございますけれども、現状としてはまず第一スタンドを解体しメインスタンドを整備するというところで進めさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

工事する際に、何ですか、解体工事それと新築工事になるわけですが、その作業車両の出入りはどういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

○公営競技事業所副所長

作業車両の動線につきましては、第2入場門という門がございます。第3、第4駐車場側になるんですけれども、そちらから入りまして、走路の前、第二スタンドの前を通過して、第一スタンド側のほうに入っていくという計画をしております。

○道祖委員

あのね、ここはね、今体育館をつくっているのね。今年度と来年度でつくっていくわけですよ。令和4年度の解体になっていますよね。するとダブるでしょう。体育館がある場所とオートレース場がある場所というのは近いでしょう。道路1本でつながっているんですよ。だから、体育館建設の車両とオートレース場の解体なり工事する車両との、何というか、心配しているのは、スムーズに流れればいいけれど、支障がないようにしてほしいというのと、それと、御承知のようにあそこは結構人口密集地帯でありますので、地元に対する説明もきちっとしていただきたいという思いがあるんですよ。ですから、調整は体育館の建設と内部調整はちゃんとできているのかということを確認したいんですけど、そういう話はちゃんとできているんですか。

○公営競技事業所副所長

失礼しました。内部ではなく外部の動線ということだったということで、そちらにつきましては、調整の必要があるというところでの認識でございまして、具体的な動線、時間帯というところの調整まではできておりません。

○道祖委員

だから言っているでしょう。だからそういうのは、体育館をつくっているのは横で見えるじゃない。今、工事がまた再開し始める段取りをしているけどさ。それで計画も令和4年度までに1年延びたじゃない。であるなら、自分たちの仕事と多少、やっぱりすれ違うことがあり得るという想像はないの。であるならば、ちゃんと担当部署と打ち合わせして、すり合わせして、地元迷惑をかけないようにしないと、あなた方、内向きばかり見ている、外部で何か道路上で事故でもあったときには工事がスムーズにいきませんよ。だからちゃんとそれをすることを言わなきゃ。

○公営競技事業所副所長

失礼しました。きちんと調整してまいります。

○道祖委員

地元対策としてきちっと説明を、まちづくり協議会なり、地元の自治会長会なりに、ちゃんとこれが正式に決まったら、工事概要について説明をしていただきますようお願いいたします。これ要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第10号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の379ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2697万6千円とするものでございます。

その主な内容につきまして、事項別明細にて歳出からご説明をいたします。383ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の131万4千円は、企業局への事務委任負担金等でございます。2目施設管理費の1165万2千円は、施設の維持管理にかかる経費として計上しておりますが、主なものとしましては、光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥抜取等委託料などがございます。2款1項公債費では、1301万円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入のご説明をいたします。戻りまして、382ページをお願いいたします。1款1項1目の農業集落排水事業分担金を1件分の17万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を482万4千円、2款2項1目の集落排水処理施設手数料を3千円としております。3款1項1目の一般会計繰入金では、2197万8千円として、歳入歳出の収支バランスをとっております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第30号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第11号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第30号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の44ページをお願いいたします。「議案第30号」につきましては、「議案第11号」に関連がありますので、初めに「議案第30号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改

正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

現在、建設中の飯塚市地方卸売市場につきましては、令和3年3月31日、竣工予定でありまして、移転後、令和3年5月3日を開場日と予定しております。飯塚市地方卸売市場の移転に伴い、位置及び市場使用料を改めるため本案を提出するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。議案書46ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条中、市場の位置を「菰田西3丁目6番1号」を「有安958番地18」に改めます。

次に、第54条第2項中、「別表第3及び別表第4のとおりとし、別表第3の使用料については月単位で、別表第4の使用料については年単位で徴収する」を「別表第3に規定する金額の範囲内において規則で定める」に改め、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項といたします。

また、議案書47ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第3を次のように改めます。使用料の算定につきましては、農林水産省が示す算定基準に基づき、設計も含めた建築費から交付金を除いた経費から算出しており、市が2分の1を負担し、残りを使用料で負担することになります。

なお、青果部卸売業者施設使用料は6年間、花き部卸売業者施設使用料は10年間、段階的に緩和を行うことを規則に定め、移転開場に伴う卸売業者等の負担軽減を図る予定です。

なお、卸売金額（売り上げ）に対する使用料の変更ありません。

施行日につきましては、令和3年5月3日からとするものでございます。

続きまして、「議案第11号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。

予算書の389ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3516万3千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、事項別明細にて、歳出からご説明をいたします。

394ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2372万1千円は、職員2名と再任用職員1名分の給与等でございます。2目市場管理費の1億7111万1千円は、市場施設の維持管理にかかる経費として計上しております。その主なものとしましては、維持補修費のほか、次の395ページに渡りますが、移転開場に伴う卸売業者、買受人等の支援としまして、卸売業者運営交付金、買受人等設備導入補助金、移転補償費、地方卸売市場施設整備事業費県補助金返還金などがございます。

次に396ページをお願いいたします。1款2項1目施設整備費の4061万9千円は、新卸売市場整備に係る関係予算として、主なものは、防犯カメラ借上料及び防護材設置工事などでございます。2款1項公債費の9871万2千円は、市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして、390ページをお願いいたします。先ほど、議案第30号で説明しました市場使用料につきましては、1款1項1目地方卸売市場使用料5380万6千円を計上しております。2款1項1目一般会計繰入金では2億4579万9千円を計上して、収支バランスをとっております。4款1項1目雑入の3555万7千円の主なものは、施設使用光熱水費負担金でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○平山委員

今、「議案第30号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」についての件の中で、使用料の算定基準について農林水産省の基準をもとに策定した飯塚市地方卸売市場施設整備基

本構想に示している算定基準にて設定したと答弁されておりましたが、その内容をちょっと詳しく教えてください。

○農林振興課長

使用料につきましては、農林水産省の使用料算定基準に基づきまして、卸売市場の土地取得から設計、建設、運用、保守等に至るまでにかかった費用から交付金を除いた額を基準としております。具体的には、償却費、地代、管理事務費、修繕費、損害保険料等の費用の合計から、交付金を除きました額の約2分の1が市の負担です。残りの約2分の1を施設使用者が使用料で負担することになっており、最大約40年で償還する予定となっております。

○平山委員

交付金を除いた額の約2分の1が使用料負担となる点は理解しましたが、それでは、総事業費は当初からどのように推移してきたのか、また、使用料への影響はどうか、詳しく教えてください。

○農林振興課長

基本構想時の総事業費は27億4362万4千円でした。基本設計時の総事業費は41億7234万8千円で、令和3年3月の総事業費決算予定額は36億4738万9千円となっております。基本設計時と決算予定額の総事業費を比較しますと、5億2495万9千円減額になり、総事業費が圧縮されたことにより、青果部、花き部ともに使用料が軽減されたこととなります。農林水産省が所管する強い農業・担い手づくり総合支援交付金に関連した福岡県強い農業づくり交付金を活用しており、既に8億8816万4千円の交付を受けており、申請額に対し、上限満額の補助金を活用できたことも、使用料軽減の大きな要因となっております。

○平山委員

では、新と旧市場の使用料について、具体的に比較内容をお答えください。

○農林振興課長

使用料は施設使用料と売り上げ分に対する売り上げ使用料によって構成されております。青果部、花き部とも売り上げに対する市場使用料の変更はございません。月額使用料、税込みになりますが、平米単価での比較をお伝えいたします。まず、青果部卸売業者施設使用料につきましては、旧施設の平米単価が106.1円、新しくなりました施設の分が平米単価としましては215.58円、約2.03倍となっております。要因としましては、風雨や鳥獣から守る閉鎖型施設とすることによる衛生環境の向上、品質保持、コールドチェーン化による保冷施設等の整備機能向上によるものが要因と考えております。買受人倉庫使用料につきましては、各買い受け倉庫の単価に使用倉庫数を掛けた合計で比較しております。平米単価でいきますと、旧が554.33円、新が467.41円、0.84倍となっております。買受人事務所使用料につきましては、各単価に使用部屋数を掛けた合計で比較しますと、平米単価でいきますと、旧が436.4円、新が421.51円、0.97倍となっております。花き部につきましては、もともと寄附物件であったため、現在施設使用料は設定がありませんが、新しくなりますと、卸売業者施設のほうにつきましては、平米単価560.44円、買受人事務所につきましては539.74円となります。附属営業人の倉庫につきましては、施設使用料、関連店舗の部屋になりますが、各部屋単価に部屋の数を掛けた合計で比較しますと、旧の平米単価が583.08円、新が平米単価388.45円、0.67倍となっております。総合計の比較ということになりますと、旧でいきますと平米単価が229.83円、新では平米単価270.98円、1.21倍となっております。新旧市場では各施設の使用面積が違いますので、平米単価で比較いたしました。青果部卸売事業者は上がりますが、青果部買受人倉庫、組合事務所、関連店舗は下がっております。なお、花き部に関しましては、旧市場では寄附物件であったため、施設使用料の設定はございませんでしたので、新たに施設使用料を定めております。

○平山委員

大変細かく、詳しく説明いただき、本当にありがとうございます。この5月から開始になりますけど、恐らく10年、また15年たてば、また修繕費などが発生すると思いますけど、今後修繕費が発生した場合などに使用料はどうなるのかもお答えください。

○農林振興課長

使用料は交付金を差し引いた整備事業費等から、起債利息や耐用年数基準をもとにはじき出す毎年イニシャルコスト分、それと毎年のランニングコストの組み立てから算出しています。維持補修費も想定して組み込まれておりますので、施設が増設等をせずに存在する間、大規模な建てかえ、改修等は除きますが、そういった場合以外、使用料は下がりませんし、途中、修繕が必要になったとしても、上がることはありません。

○平山委員

電気、水道、ガス、電話等の費用負担はたしか、これ受益者負担となると思うのですが、その負担は誰がするのかお答えください。

○農林振興課長

負担につきましては施設利用者になります。具体的には卸売事業者、倉庫等を借り受ける買受人等が負担することとなります。

○平山委員

では、この使用料について、市場関係者の了解を得たと答弁されていましたが、今後、何らかの書面を交わすとか契約書を交わすとか、そういうことはきちっとするのかお答えください。

○農林振興課長

今回、本議会において、新市場移転に伴う使用料等の条例改正につきまして、議決をいただきましたら、市場関係事業者より、5月の開場に向けて、新市場使用に伴う使用許可申請を提出いただく予定となっております。

○平山委員

大変、この施設ができ上がるまで、これだけの立派な設備をしていく中で、使用料も大変上がるのではないかとというような、いろんな心配がある中で今までやってきました。そういう中で、移転に向けた市場関係者と最終的な調整に入られていると思いますが、その状況と、市場関係者との関係性はどんなふうなのかお答えください。

○農林振興課長

現在、各市場関係者とは、新市場移転、運用等について打ち合わせや協議を行っております。具体的には、買受人倉庫等の施設整備、競り場内の配置、事務効率化、ごみ削減、コールドチェーン化による品質向上、クリーンな市場運営、売り上げ向上など、市場会社、買受人組合と健全な市場運営のため、準備を進めており、新市場の視察、現場確認、説明等を随時行っている状況であります。

○平山委員

本当に、今度この5月3日から花き部が開始し、5月5日から青果部が恐らく開始と思うんですけど、この飯塚市地方卸売市場は、筑豊唯一の公設公営地方卸売市場、流通の重要な拠点として多くの市場関係者が利用しております。今回の移転については、大きな期待を寄せていると伺っております。新しい市場ではコールドチェーン、冷蔵施設など、大幅に機能が向上し、良好な品質管理ができると聞いております。その利点を最大限に生かした事業発展を図っていただき、また5月の開場に向けて継続して市場関係者と協議を重ね、さまざまな支援をしていただき、地域経済活性化のために、健全な市場運営を行えるようにご尽力をいただきたいと強く要望して、私の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

基本的なことをお聞きしたいんですが、今公設公営の市場、非常に珍しいということ、全国的に珍しいということをお聞きしておりますけど、今平山委員から流通の拠点としていると、重要ということをお聞きするんですけど、一方で、市場不要論みたいなのがありまして、産地直送とか、そういうのがもうどんどん、道の駅とか、そういうのでは行われております。そういう中で、これから新しい市場ができましたけど、基本的にどういう方向に行こうとしているのか、その辺をお聞きしたいと思いますけど、答弁できますか。

(発言する者あり)

○道祖委員

関連ですけど、これ黙っておこうと思ったんですけど、ほら、新聞報道にJAが上三緒地区に道の駅をつくるって言っているじゃないですか。あれとの何というか、すり合わせというか、そういうことはもうできているんですか。JAですから農産物をあそこで販売するんでしょうけどね。以前から、青果については、やはり流通形態が変わってきたから、今城丸委員が言われたように、直販とか、いろいろな道の駅とかでき上がって、流通量が減ってきて、今日に至っているというふう聞いておるんで、近いところに道の駅ができた場合、どれぐらいの規模の道の駅をJAがつくるのかも知らないんですけど、そういう情報が一切ない中で、多少心配をしておるんですけど、その辺はどういうふうにお考えおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○農林振興課長

まず、変化する市場業界、販売環境に応じて物流のあり方を見直し、市場経営の改善、生産者及び買受人支援など、卸売事業者等と連携して筑豊唯一の公設公営地方卸売市場としての機能強化を図り、地域に信頼される市場、物流の拠点としての役割を担っていきたくと考えております。(発言する者あり)失礼しました。それと卸売業者とJAとにつきましても、ちょうど同じ方向性を見て、何ですかね、販売等をやっているところと今、お話しはあるようですが、ちょっとうちのほうには詳細な情報が入ってきておりませんので、ちょっとこの場ではお答えできかねます。

○道祖委員

だから、JAは新聞報道であったんですよ。それしか情報は入ってないんですよ、知る限り。経済建設委員会です。そしてやっぱり農協が直販し始めたら、青果の流通はがくっと減るんじゃないかなと思うんですけど、JAは地産地消の立場でやって、ほかの地区の流通を考えて、そのほかの遠いところの青果を扱って、そして、例えばJAの道の駅にそういうものが置いていただけるとか、そういう話ならまあ前向きなんですけれど、どういう形になるのかなというふうな考えを持つわけなんですよ。地元の人たちは、地元の農家は、あなた方知っているように、卸売市場に持って行って品物を並べて、あそこで競りをしてもらって、それがスーパーやりに流通しているわけですよ。それが今度、農協がそういう道の駅で直販し始めたら、農業関係者はそちらに持って行って、そこで値段をつけて、競りじゃなくて値段をつけてやっていけば、そっち側のほうが収益が上がるという形だったら、そっち側にみんな行くんじゃないかと。市場はつくりましたけど、せつかくつくれたんですけど、それははっきり言ってJAの道の駅というのはなかったからですね。なかったからそのまま走ってきたんですけど、いざオープンしようとしたときに、道の駅をつくりまして言ったら、農業関係者は市場に持って行っていいんですよ、今まで。そこで競りをしてもらって、そしてそれが流通していたんですよ。そのところがどうなるのかなと、多少心配しますと言っているんですよ。だからその辺はどうなっていくのかなと。どういうふうにお考えお取り組んでいくのかなというのをお尋ねしているんですよ。

○経済部長

道の駅をつくる予定といたしておりますけれども、経済部といたしましては、JAについても、今までも協力連携しておりましたので、市場、これとJAの道の駅、これの連携できると

ころは連携し、協力するところは協力し、それぞれ先ほど言われましたような、道の駅に花を入れるというようなところも含めて、協議を行っていききたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

いろいろ話は聞いています。市場からも道の駅のほうに卸したりすると、非常に流通が複雑になっていると。産地直送も、今スーパーのほうに直接持っていったりとか、いろいろされているので、市場を通してない人もあるというところで、これからの流通がどうなるのかなど。図らずもオートレースと同じぐらいの金額をかけてつくっているわけですから、これから先、どういうふうに運営されていくんだろうかというところをお聞きしたかったんですけど、わかりますか。

○経済部長

新しい市場におきましてはコールドチェーン化も図っておりますので、そういった業務改善、出荷機能の強化、あるいは仕入れの効率化なども図っていきながら、健全な運営を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

最後に要望なんですけど、我々が心配しているのは、市場が今後5年、10年後に仕入れる農業もないと、お百姓さんも持っていかなようになつたら困るので、道の駅とよく協議して、協働して、相乗効果ですね、お互いに効果が出るような方向に検討して、今後が大事だと思うんですよね。つくるのは簡単につくるんですが、その後の経営と、5年、10年後の計画を持って、お互い協働しながら相乗効果を出して、両方とも頑張ってもらいたいというふうに思いますので、これ要望でよろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第30号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長

「議案第12号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして、補足説明させていただきます。

予算書の407ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3198万8千円と定めるものでございます。その内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

歳出からご説明いたします、411ページをお願いいたします。1款、駐車場事業費、1項、駐車場事業費、1目、一般管理費の628万8千円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上い

たしております。2目、駐車場管理費の1858万4千円は、飯塚立体駐車場の駐車場管理費に伴う関係経費を計上いたしてしております。管理費につきましては前年度と比較いたしますと760万7千円の減となっております、理由といたしましては、本町、東町の2駐車場を4月1日より市営駐車場としての運営を廃止いたしますことから、減額となっております。

なお、12節、委託料につきましては、令和3年度から5年間、太平ビルサービス株式会社を指定管理者として委託契約を締結してしておりますので、その年間委託料として1725万7千円を計上いたしてしております。

次に、412ページをお願いいたします。

2款、公債費、1項、公債費の611万6千円は、市債償還金の元金と利子を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします、少し戻っていただきまして、410ページをお願いいたします。1款、材料及び手数料、1項、使用料、1目、駐車場使用料の2254万7千円は、飯塚立体駐車場の使用料を計上いたしてしております。2款、繰入金、1項、一般会計繰入金の944万円は、一般会計からの繰入金を計上いたしてしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:57

再開 11:04

委員会を再開いたします。

次に、「議案第13号 令和3年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第13号 令和3年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。

予算書421ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億322万8千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

歳出からご説明させていただきます。425ページをお願いいたします。第1款、第1項、工業用地造成事業費として鯉田工業団地の管理費335万9千円を計上いたしてしております。第2款、第1項、予備費につきましては1億9986万9千円を計上してしております。

続きまして歳入をご説明いたします。424ページをお願いいたします。第1款、第1項、財産運用収入につきましては、九電柱の貸付料1万2千円及び鯉田工業団地第2区画に立地しております株式会社タイセイプラスとの使用貸借特約付分譲制度による土地売買契約を行っておりますことから、その貸付料として49万円、合計50万2千円を計上いたしてしております。第2項、財産売払収入につきましては、令和4年3月に使用貸借期間満了を迎えます株式会社タイセイプラスとの使用貸借特約付土地売買契約書に基づき、同社からの売買代金を市有土地

売払収入として、9576万1千円を計上いたしております。第2款、第1項、繰越金につきましては、令和2年度からの本会計における繰越金見込額を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 令和3年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 令和3年度 飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第16号 令和3年度 飯塚市水道事業会計予算」について補足説明いたします。

水道事業等の予算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。決算の認定時と同様に、補足資料を作成しておりますので、この資料に沿ってご説明いたします。

資料「令和3年度 水道事業等の当初予算について」をお願いします。1ページをお願いします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明させていただきます。

まず、第1の財布が、収益的収支（維持管理費用）となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として水道事業では、水をつくる工程でかかる費用、施設の維持管理の経費、起債をした際の利息がこの第1の財布から支払われます。

第2の財布が、資本的収支（投資費用）となります。収入として企業債（借金）や一般会計からの出資金・補助金があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還をこの第2の財布で賄うものとなります。

第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金をためておく財布となります。この第3の財布は第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。いわゆる貯金のような性質があり、第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

2ページをお願いします。水道事業の推移ですが、令和元年度までは決算値を、令和2年度は決算見込みで表示しております。

令和3年度の給水戸数は、5万9319戸、年間総給水量は1242万5018立法メートルと計画いたしております。

次に収支の状況について、ご説明します。3ページをお願いします。この資料の金額については、概算になりますので、ご了承ください。

収益的収支（第1の財布）につきましては、税込みの予算書ベースで収入合計が22.4億円、支出合計は23.1億円としております。

収支の結果としまして、支出の方が多くなっており、不足額0.7億円となりますので、内部留保資金等（第3の財布）から補填いたします。

4ページをお願いします。収益的収支の令和2年度当初予算額との比較になります。

5ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が10.2億円、支出合計は19.8億円としております。

資本的収支の不足額が9.6億円となり、この分につきましては、内部留保資金等（第3の財布）から補填いたします。

6ページをお願いします。資本的収支の令和2年度当初予算額との比較になります。

7ページをお願いします。「内部留保資金等（第3の財布）、企業債残高及び当期純利益（損失）の推移」です。グラフの下の表に記載しておりますが、令和3年度は1.8億円の損失となり、維持管理費用である収益的収支を補填する内部留保資金が0.1億円まで減少する見込みとなっております。

8ページをお願いします。令和3年度の主な事業です。令和3年度に新規で実施するものは、資本的収支の欄の太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設工事と経済対策となります。

太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設工事は、原水の臭気対策として継続費2カ年事業で、経済対策は、公共工事の発注として、各所配水管布設替工事等を実施いたします。

昨日行われました議案質疑において、答弁を保留しておりました内容についてご説明いたします。浄水場運転管理において委託しております水道施設の数ですが、水源地2カ所、浄水場10カ所、配水池19カ所、加圧ポンプ場16カ所の計67カ所となっております。また、旧委託先での運転管理に従事していた職員数は46名、現在の委託先で運転管理業務に従事している職員は49名となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

第3の財布が令和3年で0.1億円になるんですかね、残高が。ということですか、1千万円になるということですか。ただこれ第3の財布がほとんどなくなるということは、補填できないわけでしょう。第1の財布、第2の財布に補填できないわけですよね。その次の令和4年度あたりに。ということですか。ちょっとはっきりわからなかったんですけど。

○企業管理課長

収益的収支における今後の事業運営につきましては、収入の確保及び支出の削減等を行い、水道事業の経営を引き続き実施してまいると考えております。

○城丸委員

内部留保の分で第3の財布が0.1億円になるということではないんですか。ちょっとよくわかってないんですけど。

○企業管理課長

収益的収支のためにためているお金が0.1億円になりまして、資本的収支で第2の財布が11.1億円とありますので、内部留保資金全体としてはもう少しある形にはなります。

○城丸委員

要は、この収益的収支と資本的収支が別個にあるわけですか、財布が。要するに、収益的収支に充てるやつと、資本的収支に充てるやつが、別個になっているということですか。

○企業管理課長

第3の財布の中に資本的収支に充てる分と、収益的収支に充てる分と2つの箱がある形になります。

○城丸委員

そしたら、収益的収支に充てる分が幾らかありましたよね。幾らでしたかね。充てるようになっていましたよね。0.7億円。これは充てられませんよね、もし令和4年度に出てきたら。

○企業管理課長

今回3ページで示しております不足額0.7億円を充てた結果、現在0.1億円の残になりますので、令和5年度はまずそこを見越したところで、予算を作成してまいりたいと考えてお

ります。

○城丸委員

第3の財布にまだ入る予定もあるということでもいいんですかね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

安定した水道事業をずっと続けていくということを考えると、今この現状をわかりやすく図示されて説明されていますけれども、これはもう抜本的、根本的に収入を考えないと、もうやっていけないというのは目に見えているんですけれども、そのところをどうやってこれを対処する方法を考えてあるかお伺いいたします。

○企業管理者

ただいまご説明差し上げましたように、内部留保資金も令和3年度末の見込みでは0.1億円と、もうほとんどなくなっていく状況であります。冒頭申し上げましたように、この内部留保資金というのは安定した事業経営をやっていく上で、一定程度余裕を持った資金を持って運営しないと、健全な経営に差し支えがあるというような経費でもあります。委員の皆さんご心配していただいておりますように、そういう状況でございますので、昨年10月に上下水道の経営審議会のほうに、水道料金の適正化を含む水道事業の経営戦略、財政計画、投資計画あたりを今諮問して、今後どうあるべきなのかということ、今、審議していただいているところでございます。審議が出ましたら、そういった今後の事業の計画等を含めまして、また皆様にご説明して、何とかこの水道事業会計を健全に、将来に向けて健全に経営していくように組み立てを見直していきたいと思っております。もう少しお時間を頂戴したいと思います。

○田中博文委員

今までほかのところと比べて水道料金を上げないで、何とか職員さんの人数だとか、民営化だとか、いろんな形で努力されましたけれども、そろそろ言うように限界にきている。もっと早目にこういったことは対処すべきではなかったのかと思っておりますので、要望しておきますけれども、早目にやっぱり、将来に向けた根本的な考えをきちっと出して、それに向けて今の体制でどうやるのかということ、早く考えないと、ここ最近、老朽管の破裂だとか何かが続いておりますので、当然、急務にそういったところも整備しなくてはいけない。全国的に老朽管の整備というのはどこの自治体も頭を抱えていますので、そのやり方をちゃんと、早目早目にされるべきだと思いますので、よろしくお伺いいたします。大変と思っておりますけれども。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 令和3年度 飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第17号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」について補足説明いたします。

資料「令和3年度 水道事業等の当初予算について」の9ページをお願いします。

令和2年度と同様、契約件数は6社で、年間総給水量は17万455立法メートルを見込んでおります。

10ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が6059万円、支出合計は6018万円となり、41万円の余剰額を見込んでおります。この余剰額は、純利益として内部留保資金等（第3の財布）に積み立てます。

11ページをお願いします。収益的収支の令和2年度当初予算額との比較になります。

12ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、支出のみで550万円となっております。不足額550万円につきましては、内部留保資金等（第3の財布）から補填します。

13ページをお願いします。資本的収支の令和2年度当初予算額との比較になります。

14ページをお願いします。「内部留保資金等（第3の財布）の推移」です。

15ページをお願いします。令和3年度の主な事業です。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

資本的収支の中の改良事業費ですけど、これはこの令和3年度だけではなくて、ずっと継続していろいろ出てくるということでもいいんですか。

○企業管理課長

年度によって事業の内容が変わってきますので、その年度によってあがってきます。

○城丸委員

この工業用水道事業会計についてはいろいろ議論が同僚議員からも出ていましたけど、いろいろ議論がある中で、これ改良事業費が継続して出てくるようであれば、違う方法をやっぱり考えないといけないのではないかということをお願いだけの話なんですけど、その辺はどんなふうなのでしょう。例えば上水道の中に入れてしまうとか。

○産学振興課長

工業用水道事業につきましては、昭和45年当時から、産炭地域における産業基盤の整備促進に重要な役割を担い、また、現在も企業さんが使用している中で、これまで企業にとりまして、立地上欠かすことのできない社会資本でございました。また、仮に工業用水道事業の廃止となりますと、上水道への切りかえに伴う設備改良や水道料金の問題等が生じてまいります。一方で、これまでご指摘ございましたように、老朽管対策に多額の費用を必要とすることも認識いたしております。現在の利用事業者とこのような現状について、認識を共有するような取組を行っております。また今後、企業局との協議調整を図りながら、方針を取りまとめたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第18号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計予算」について補足説明いたします。

資料「令和3年度 水道事業等の当初予算について」の16ページをお願いします。

令和3年度の処理件数は2万4293戸、年間総処理水量を679万8272立法メートルと計画いたしております。

17ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が21億円、支出合計は18.7億円としております。収支の結果としまして、余剰額が2.3億円となりますので、内部留保資金等（第3の財布）へ積み立ていたします。

18ページをお願いします。収益的収支の令和2年度当初予算額との比較になります。

19ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が16.2億円、支出合計は24億円としております。

資本的収支の不足額が7.8億円となり、この分につきましては、内部留保資金等（第3の財布）から補填いたします。

20ページをお願いします。収益的収支の令和2年度当初予算額との比較になります。

21ページをお願いします。「内部留保資金等（第3の財布）、企業債残高及び当期純利益（損失）の推移」です。グラフの下の表に記載しておりますが、令和3年度は1.5億円の純利益を見込んでおります。

22ページをお願いします。令和3年度の主な事業です。経済対策は、公共工事を発注し、各所管渠布設工事を実施いたします。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

本会議で発言があったので、過去の5年間のポンプ場費委託料のわかる資料と、それから過去5年間の処理費委託料がわかる資料、この2つの資料を資料要求させていただきたいと思っておりますので、委員長よろしく取り計らいのほうをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま深町委員から要求がっております資料は提出できますか。

○企業管理課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 11：28

再開 11：29

委員会を再開いたします。

ただいま要求のありました資料については、案件の下部に記載しておりますとおり、令和3年3月16日経済建設委員会のフォルダに掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

前回言っておりましたけど、経済対策について、いろいろ言ってきたんですけど、以

前も言いましたように、この際、面整備の充実、たしかこの資料を見ても、今年度から来年度の予算を見ると、つなぎ込みの世帯数は50件ぐらいふえる予定にしていますよね。たしか、説明資料もらったやつにはそれぐらいになっていたんじゃないかと思っておりますけれど。監査報告では約3千件ぐらいまだ面整備が整ってないということだったと思うんですよね。だから経済対策として、補助金をふやしてでも、つなぎ込みをするべきではないかということを要望しておりました。これについてどうするのか、ちょっと考えを示していただきたいと思っておりますけれど、あわせて合併浄化槽の話もしておりましたけど、今回の来年度の予算を見てみますと、合併浄化槽は県の補助金等を使って、パイプのつなぎ込みの費用とか、既設の便器の取りかえ費用とかそういうものが、県の補助なり国の補助なりを使いながら、市も補助を出して、合併浄化槽の水洗化を進めていくというような計画になっております。片方、公共下水道のほうにはそういう費用が記載されていないようですけど、面整備についての取り組みについてどういうふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

○企業管理者

ただいま委員のほうからお話がありました合併浄化槽の整備促進のための補助制度が新たに追加されたということは市長部局のほうから情報提供を受けております。中身等は、今、見させていただいている段階ですが、委員ご提案のように、公共下水道事業においても、仮に同じような補助、合併浄化槽と同じような補助制度を取り入れる場合には、今回経済対策に1億円の各所工事をしておりますが、このほかに財源が必要となってまいりますし、浄化槽の補助制度と比較いたしまして、幾つか公共下水道のほうでもクリアすべき問題もあるというふうに思いますが、委員が言われるとおり、公共下水道の普及促進、それとまた経済対策の意味合い、それと、さらに2つの汚水処理事業の促進のために、補助制度の均衡を図るという意味からも、至急検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第19号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計予算」について、補足説明をいたします。

当初予算資料の47ページをお願いいたします。下段の収益的収支でございますが、病院事業収益の総額を4億8074万9千円としており、主なものは、一般会計交付金、交付税算入額を受け入れるものでございますが、2億3507万1千円、次のページ3つ目の黒丸その他負担金、指定管理者から負担金を受け入れるものでございますが、2478万6千円、その下の長期前受金戻入で1億8660万3千円となっております。

次に、病院事業費用でございますが、総額を4億9297万8千円としており、主なものは、病院管理運営交付金、指定管理者へ交付税相当額を交付するものですが、2億3507万1千円、減価償却費1億9883万1千円、支払利息及び企業債利息2754万4千円でございます。

続きまして、資本的収支でございますが、収入の総額を1億7680万1千円としております。その他納付金、指定管理者からの納付分でございますが、1億4122万1千円を計上しております。

資本的支出でございますが、総額を1億7730万1千円としており、主なものは、企業債償還金1億6094万円でございます。

また、下段の資本的収支不足額の補填の表に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額50万円につきましては、その右側に示しております過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第31号 市道路線の認定」について、補足説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものです。

今回認定する路線は、1路線、延長43.9メートルでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は寄附採納により路線認定を行うものです。

路線箇所は、49ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

道祖委員から「飯塚市都市計画マスタープランについて」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

現在、飯塚市が持っております総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等は、今回一般質問で議論になりました旧穎田町の地域、旧穎田地域に過疎対策事業債が適用される

ということが言われておりましたけれど、現状のものは、過疎対策事業債の対象にならない時点での計画であります。ですから、過疎対策事業債が適用になったとき、都市計画そのものが、取り組みが、視点が若干変わってくるのではないかと思うんです。そこで、過疎対策事業債と、潁田地区のまちづくりというか、地域おこしというか、そういうことについての関連についてお尋ねしたいということです。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「飯塚市都市計画マスタープランについて」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「飯塚市都市計画マスタープランについて」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

都市計画マスタープランは、言いましたように、飯塚市の長期のまちづくりの計画についてのことが記載されておるわけですが、つくった際には、潁田地区の過疎対策事業債の話は出ておりませんでした。それで、過疎対策事業債が適用になったときに、潁田地区のまちづくりのあり方が変わってくるのではないかと思いますけれど、まずお尋ねしたいのは、過疎地域自立促進特別措置法の目的は何かということです。それと、当然それが適用になった場合、都市計画の取り組みについては多少変わってくるのではないかと思うわけですが、その視点から見たときに、行政としてはどう考えられるのか、お尋ねいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:42

再開 11:42

委員会を再開いたします。

○都市計画課長

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。もう一つの都市計画マスタープランとの関係性ですが、現在の特に潁田支所付近の有効的な土地利用や活性化等については、現在策定中の都市計画マスタープランに、活性化については反映しておりますが、過疎計画については記載されておきませんので、今後、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針や目標等に反映して、次の施策につなげていきたいと考えております。

○道祖委員

過疎地域自立促進特別措置法が適用になりますと、過疎対策事業債が事業費の70%使えるという形になりますね。だから、潁田地区の人口をふやすための施策を打っていかなくてははいけないと。過疎対策事業債を使えるようになるから、まちづくりに、やっぱり、明確なビジョンを持って取り組むような形になっていくというふうには思うんです。今回、潁田地区については、何か地域開発の委員会をつくって取り組むという予算も計上されております。その際に、過疎対策事業債が使えて、まちづくりの方針が、過疎地域自立促進特別措置法はどうなんだということをちゃんと明確にして取り組んでいっていただきたいというふうには思っておるわけです。例えば、マスタープランに従って、飯塚市立地適正化計画がありますけれど、潁田町の拠点には旧潁田支所を拠点地域としておりますね。それから、800メートルの範囲というような形で描かれておるわけですが、潁田支所が移転しております。移転しておりますので、中

心地の軸がずれているんですね。ずれているから、現状の場所を軸として考えるのか、前の支所がある場所をあくまでも軸として考えるのか、その考え方を整理しないと、颯田地区の開発の関係も変わってきます。だからそういうことも考えながら、都市計画に取り組んでいただきたい。過疎地域自立促進特別措置法を使いながら。だから公共の土地が新しい支所の近くには、グラウンドやいろいろなあって、広くあると思うんですけど、あそこをできるならば人口をふやす、住民をふやす政策を、市のほうで取り組んでいただきたいということを要望しておきます。とりあえず一応、きょうの時点ではですね。過疎地域自立促進特別措置法が入ってきたら、都市計画のあり方、颯田地区の開発のあり方というのは変わってくるということを、私は思いますけど、役所のほうはどう思いますか。最後、それだけ確認させてください。それで確認したら質問を終わりたいと思っておりますので。

○都市建設部長

質問委員が言われますとおり、移転後の颯田支所につきましては、地域拠点、それに居住誘導区域外ということになっております。また、都市公園としての位置づけもされておりますので、用途も無指定となっております。このことから、用途地域の見直しや、都市計画マスタープラン、それに飯塚市立地適正化計画での颯田支所周辺の見直しが必要と考えておりますので、今後、関係各課と協議を行いながら、都市計画策定委員会や都市計画審議会で協議検討を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「福岡県6次化商品コンクール受賞商品について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「福岡県6次化商品コンクール受賞商品について」、ご報告いたします。

令和元年度に飯塚市農産加工品ブランド化推進協議会で開発いたしました「糸織麺」を昨年9月に福岡県が募集されたコンクールに申請を提出した結果、県知事賞を受賞いたしております。

今回のコンクールには、食品や調味料など79商品が出品されており、2つの商品が県知事賞を受賞となっております。

コロナ禍により物産展などの開催が中止、延期となっておりますが、今後も販路拡大や周知に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

この糸織麺が県知事賞を受けたと言われまして、大変名誉なことだと思うんですけど、実際のところ、この売り上げはどんなふうですか。これは販路を拡大する費用まで、これ恐らく出ていると思うんですね。その中で実際の売り上げはどんなのかお答えください。

○商工観光課長

令和2年3月末でのいわゆる売り上げ個数にはなりますが、生産が900個で、うち135個が、販売されているということになっております。

○平山委員

再確認しますが、135個ですか、売り上げは。そうですか。これはふるさと納税のメニューの中にも入っているんですか。お答えください。

○商工観光課長

現在のところ、まだふるさと納税のほうには入っておりません。それと、糸織麺がまず令和元年度に開発をされております。ちょうどコロナ禍の時期とかぶりまして、いろいろ販路拡大、それから周知等が徹底されてない状況がございます。確かに、おっしゃるとおり135個というのは少ないと考えておりますので、今後はあらゆる機会を見つけて、販路拡大、それから販売に努めてまいりたいと考えております。

○城丸委員

これ糸織麺が県知事賞を受けたということで、非常におめでたいことだと思います。しかし、ここに書いてありますように、6次化商品コンクール受賞商品なんですね。6次化と言ったら、生産者が全て、生産者が加工して売るとというのが6次化なんですよ。詳しく言うと違うんですよ。それで、この商品が、要するに生産者を、要するに農業を引き立てていくというか、振興していくというか、そういう役割を果たさないと6次化にならないわけですね。その辺はどう——これ6次化じゃないですよ。これ、つくったのは別ですよ。で、売るのも別でしょ、多分ね。6次化というのは生産者が加工して生産者が売っていくというのが6次化ですよ。その辺は商工観光課としてどう思われていますか。

○商工観光課長

確かに、平成29年度からボン デクリック等の開発、既に4商品を開発しております。その中において、糸織麺につきましては、いわゆる飯塚市でつくられたお米を使った米粉麺を開発するというコンセプトで始まっております。開発を始めて、米粉を麺に加工するという技術がちょっと厳しいというのに気づきまして、確かにおっしゃるとおり、飯塚市の原材料を全て使っておりますけれども、厳密に言うと、6次化ではない部分もありますけれども、いわゆる生産から加工までを全て飯塚で行っているという点で、6次化商品ということで位置づけをしております。

○城丸委員

今のところ、売れる個数も少ないということで、これ前の質問の中で、食料用米を使っていると。今のところ食料用米を使っていると。これはどんどん売れだしたら、これは加工米、別個に加工米ということで、材料にするみたいなことを言われていましたよね、多分。そうなれば、要するに食料用米も非常に減反政策、減反政策自体はなくなっていますが、指標でかなり少なく、需要と供給のあれで、非常につくる人も少なくなっているし、食料用米自体も需要が減っています。そういう中でやっぱり農業を振興していくには、やっぱり加工米とか、そういうのをどんどんふやして行って米がつくれるようになれば、これも6次化になると思うんです。そういう意味で非常に頑張っていたきたいということを要望します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ハッピードリームサーカス筑豊公演の終了について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「ハッピードリームサーカス筑豊公演の終了について」、ご報告いたします。

令和2年7月10日から旧魚市場敷地において開催されていた「ハッピードリームサーカス 筑豊公演」につきましては、追加公演もございましたが、令和3年2月23日をもって終了し、3月1日に次の公演会場である大牟田市へ移動されております。

飯塚市での公演実績につきましては、資料をごらんください。

この資料は、県や市町村別に記載されております。

まず、九州朝日放送株式会社とドリームサーカス株式会社の主催による本公演が令和2年7月10日から9月22日まで、公演日数60日、公演回数75回となっており、表の右下に記載しております合計で来場者数2758組9057人となっております。

また、ドリームサーカス株式会社の主催による単独公演が令和2年9月26日から令和3年2月23日まで、公演日数51日、公演回数101回となっており、合計で来場者数2853組9498人となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 11:57

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

本公演と単独公演の総合計につきましては、来場者数5611組1万8555人となっております。

以上、簡単でございますが、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○都市計画課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。昨年11月4日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告しておりました「川津排水ポンプ設置（土木）工事」につきまして、工期の竣工日を令和3年3月15日から令和3年5月28日に変更したものであります。

この変更契約の概要といたしましては、当初、工事箇所に隣接した店舗の駐車場を借地して施工する予定としておりましたが、新型コロナウイルスの影響で借地ができなくなり、協議に不測の日数を要したため、工期を延長したものです。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生の報告について」、報告を求めます。

○筑穂支所経済建設課長

公用車による事故発生について、ご報告いたします。

お手元の資料をお願いいたします。本件事故は、令和3年2月16日火曜日午後4時57分ごろ、筑穂支所経済建設課職員が、市道山口3号線を走行していたところ、現場にて工事を行っていた業者のトラック2台が両端に駐車されておりました。そのトラックの間を通過した際に、目測を誤って、公用車の左側面が市道の左側に駐車されていたトラックの荷台の右後方部

分と接触し、公用車の左側ドア及び窓ガラスの破損並びに相手方トラックの接触部分に擦過傷を生じさせたものでございます。

なお、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。

また、この事故に係る損害賠償につきましては、現在、相手方と協議しているところです。

この事故の原因は、車両の前方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったことが、大きな要因でございます。

当該職員に対しては、今後このような事故を起こさないように、嚴重注意を行っております。また、課内の職員に対しても機会あるごとに、安全確認等の注意喚起を行い、交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○平山委員

この事故は、工事を行っていた業者のトラック2台が両端に駐車されていたとありますけど、2台がとまって工事するような工事に、これ公共事業なんですか。それとも、個人の工事なんですか。これ、もし公共工事だったら、ガードマンとか何かが必要じゃないですかね。ちょっとそこを詳しく説明してください。

○筑穂支所経済建設課長

市道山口3号線の資料で見ますと、下側に山口河川があります。この山口河川の改修工事を行っていた土木業者のトラックであります。市道の工事ではありません。公共工事でございます。ガードマン等については立っておりませんでした。

○平山委員

いいですか。筑穂支所経済建設課長いいですか。本当にこれ、内容だけ見ても、普通に考えても、公共事業の工事をしていの中で、こういうその車のとめ方をして、公共事業をやるということ自体が、自分たちから言わせたら考えられないんですよ。このことをきっちり把握して、やっぱり保険会社に言って、どういう割合が出るのか、しっかりちょっとまたその結果をまた聞きたいと思しますので、ここを当時運転されていた職員に対しても、しっかり検証させていくようお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負変更契約」について、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いします。

昨年、8月7日の当委員会におきまして、契約の締結としてご報告しておりました「川島第一汚水幹線管渠改築工事」につきまして、原契約額5295万7300円から、1177万1100円増額しまして、変更契約金額を6472万8400円とするものです。

変更契約の主な内容としましては、推進工事施工中に既設水路下部にコンクリート構造物が出現、推進機が停止したことにより、この構造物を削孔、貫通可能な工法に変更するため、薬液注入工による地盤改良後に推進機を引き抜き、再度、施工したことによる増工。また、既設マンホールとの接続箇所を試掘した結果、水道管等の埋設物があり開削工法による接続が困難であったため、鋼管推進工法による接続に変更したことが主な要因です。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。この委員構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。